

第3回違法伐採総合対策推進協議会証明方法検討部会 議事概要

1. 日時：2008（平成20）年3月12日（水）13:30～16:15
2. 場所：エスタ虎ノ門 Room A
3. 議事概要：
 - (1) 平成19年度違法伐採総合対策推進事業の実行結果等について
事務局より、資料にもとづき今までの経緯および平成19年度事業の結果についての説明があった。
 - (2) 証明方法の検討のあり方について
事務局より、資料にもとづき証明方法について現時点での指摘のあった点や、また考えられる問題点についての説明があった。また、委員より事前に提出のあった資料にもとづき、現在の証明方法の問題点、合法性証明書に関する提案（輸入材について、どの国どの証明方法によって合法性が証明されているのかが重要で、それがわかるようにしてほしい）についての説明があった。

<主な意見、質疑>

- 前回の証明方法検討部会のときに発表したNGOからの要望、①合法性の定義を確定する、②持続可能性等について日本としての考え方をしっかりと決めてそれを世界に示す、③合法性証明についてはCoCの信頼性が揺らいでいる、これを解決するため証明書に不足している情報を記載する、④認定団体のやる気に差異が見られるようであり、チェック体制の整備をガイドラインに盛り込む、⑤調達側がすべきこともガイドラインに盛り込む、という5点を早急に検討して、できるところから実行してもらいたい。
- 事業者が証明書を出す制度には、管理・チェックする機能が必要ではないか。
- 伐採時点で届けを出して合法的に伐採していても、証明書を出してほしいといわれないから出さないでいるところが多いのが現実。
- 輸入業者は、1ロットあたりの量が大きい。輸入した時点で各社は出入庫台帳でしっかりと管理しているので、合法性の証明書を求められても対応できる。ただ、国内に入って多くの小口に分けて販売するので、証明書を求められた客先にしか証明書を付けていないのが現状。最初から納品書に合法であると印刷しておけば簡単だが、全てが合法木材として輸入しているわけではないのでそれもできない。シッパーから証明書をもらっても輸入業者はそれがはっきりしたものであると確認できないうちは自ら証明書が出せないので、個別に確認し少しづつ進めていくしかない。この制度を誤解している業者がいるとするとPR、

研修は今後も続けていく必要がある。

○認定事業者研修では、「使う側から合法証明の要求が出てこない」という事業者の声が多く、需要側の認識がまだ浸透していないと感じた。合板はロシア材を使う割合が多いので、ロシア材の合法性証明制度を政府ベースで作ってもらいたいという事業者からの要望もあった。今は普及に力を入れて浸透を図る段階ではないか。

○普及するのも重要だが、普及に当たって合法木材の信頼性を確保することも車の両輪のように必要である。改善できるところから少しでも改善していくことが必要と考える。

○世界共通の合法性の定義なり認証システムが必要。

○今の活動を進めた上で、新たな検証システム、第三者機関の設置等を検討しないと、事業者が混乱するのでは。

○検証調査で明らかになった問題を生かせるような普及方法の工夫が必要。英国のCPETのような、供給サイドからの質問・相談に対応できるような機関・窓口を作ることもひとつの方法。

○証明書のついた商品を準備しても売れないと手間ばかりがかってしまうので、まずは流通量を増やすことに最大限努力すべき。世界の森林保全といった最終的な目的まで含めた理解の促進、普及を進めてほしい。

○供給側・需要側への普及、検証システムの構築以外にも民間に広めていくための活動をしないと、事業者がメリットを感じることができず量的な広がりが出てこない。普及、検証に続く3つ目の活動として合法木材を使ってもらうための補助等の奨励策をとらないと民間への波及は望めない。

○奨励策としては、地域材・認証材使用への補助といったものが考えられる。需要がないからといって国産材の証明木材の供給が進まないと、輸入材の合法性証明システムが構築され証明木材の求めに応じられる体制ができたときに、国産材が太刀打ち出来なくなってしまうことにもなりかねない。

○政府調達に関しては、流通量から見た割合は少なくとも調達のコアとなるべくやっていく必要がある。グリーン購入法にのっとり、合法証明木材を100%求めるよう調達側に声を上げてもらうよう推進してほしい。

○（座長まとめ）今までの議論をまとめると次のとおりである。

①合法性・持続可能性の定義を決めることが重要で、これには時間がかかるが話し合いを続けていく必要がある。②供給側については、合法木材の信頼性を向上させるため事業者、認定団体両方の認識の浸透をはかること、③需要側については普及活動を推進し、合法木材調達への認識を深めてもらい調達時に合法木材を指定してもらうことが必要である。④さらには前記の②と③を進めしていく上で、合法木材証明方法について制度上の問題点を検討し、また運用面

での工夫ができるることを検討する必要がある。

- （林野庁から）事例調査・検証調査の結果をどのように活かされたのかを見ながら今後の活動を進めてほしい。現在のシステムの運用がどのようになされているのかよく分析した上で、チェック機能の強化等次のステップに進むべく検討する必要がある。情報がきちんと伝わるというのが、仕組みがうまく流れ るための条件。事例調査・検証調査から得られた情報を他の企業に伝えていく必要がある。まだ全体に浸透されていないが、ここで止めたらやり直しはきかない。チェック体制や審査機関の必要性について多くの委員からの意見をいただいたが、相談窓口のようなものを作ることに關しては検討していきたい。